

利用意向調査書 QA

現状耕作されておらず、耕作放棄地となっている農地を対象に調査を実施している。当該農地を耕作放棄地のまま維持することは不適切であるため、今後の活用方法について、意向調査をするもの。

- ① 本調査を提出しないとどうなりますか。
 - 6カ月を超えても回答が確認不可な場合は、知事の裁定により、当該農地に農地中間管理機構の利用権が設定される場合がございます。
 - ※現状、睦沢町では勧告等はありません。
- ② 農地中間管理機構と協議をするとは、具体的にどのようなことをすればよいでしょうか。
 - 貸付を希望される場合は、事前に役場産業建設課（0475-44-2505）にご相談ください。なお、現状荒廃農地等で耕作が困難な場合は借り受けることができない場合がございます。
- ③ 農地の場所が分かりません。どうしたらわかりますか。
 - 全国農地ナビ（URL）で確認可能ですので、ご参照ください。
- ④ 地目が異なっているのですが、どうしたらよいですか。
 - お手数ですが、分かるように見え消し修正をお願いします。
- ⑤ 利用意向調査が到達したものの、現在耕作をしております。どうしたらよいでしょうか。
 - ④を選択してください。
- ⑥ 農地中間管理機構が行う農地中間管理事業とは何ですか。
 - 農地中間管理機構が農地を一度借り受け、担い手に貸し付けをする事業です。（農地貸借の仲介）
- ⑦ 農地利用集積円滑化団体が行う農地所有者代理事業とは何ですか。
 - 市町村、JA等が所有者から委任を受けて、農地の売渡しや貸付け等を行う事業です。
- ⑧ 誰かに売却、貸付をしたいのですが、どうしたらよいですか。
 - 睦沢町農業委員会事務局へその旨お申し出ください。